

売買停止期間の見直しに伴う「業務規程施行規則」の一部改正について

平成16年1月28日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所では、従来、会社情報に係る売買停止を行った場合は、発行者が当該情報の発表を行った場合でも終日売買停止としていたが、平成10年7月には発行者による発表後90分、平成11年12月に60分と短縮するなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止期間の見直しを行ってきた。

その後もインターネット等の更なる普及等により、証券市場では市場参加者の情報入手の迅速性・容易性は格段に向上し、迅速な取引機会の提供へのニーズが高まっている。また、今般のインサイダー取引規制の見直しにより、上場会社が開示を行った場合は、直ちに証券取引所等のホームページで当該情報を入手可能となる予定である。

そこで、今回売買停止期間の更なる短縮を行うなど、「業務規程施行規則」について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 売買取引の停止期間の短縮

有価証券の売買取引停止期間を、発行者が当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後30分経過した時までとする。

ただし、監理ポスト割当ての場合は当該ポスト変更に係る決定が発表された後30分経過した時までとする。(なお、整理ポスト割当てを決定した場合は、現行どおり、当該決定日は終日売買停止とする。)

(2) その他

現在、立会外買付に関する発表の取扱いについて、買付要領の発表から12時間を経過したときを「発表」として、その後取引参加者が売付けの勧誘をすることができることとしていたが、証券取引法施行令の改正により、インサイダー取引規制の解除要件である「公表」についていわゆる12時間ルールが見直されることにより、これを撤廃することとする。

(備考)

・業務規程施行規則
第20条第3号

・業務規程施行規則
第32条の7

3. 施行日

第20条第3号の改正規定は、平成16年2月16日から、第32条の7の改正規定は平成16年2月1日から施行する。

以 上